

令和 8 年第 1 回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和 8 年 2 月 9 日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

令和8年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

令和8年2月9日

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
議事日程（第1号の2）	2
会議に付した事件	3
議事等の経過	
議席の指定	4
議録署名議員の指名	5
諸般の報告	5
会期の決定	5
議案第 1号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 の一部の改正について	5
議案第 2号 令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第1号）	10
議案第 3号 令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計補正予算（第2号）	12
議案第 4号 令和8年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	16
議案第 5号 令和8年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特 別会計予算	18
議案第 6号 債権の放棄について	23
議案第 7号 監査委員の選任同意について	24
議長の辞職について	26
議長の選挙	27

令和8年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

令和8年2月9日 月曜日

招集場所

津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館4階第2・3研修室

開会及び閉会の日時

開会 令和8年2月9日 午後1時30分

閉会 令和8年2月9日 午後2時41分

出席議員（26人）

1番	南	条	弥	生	3番	荒	木	秀	訓
4番	村	山	繁	生	7番	近	田	雄	一
8番	濱	口	高	志	9番	平	野	勝	弘
10番	倉	田	明	子	11番	樋	口	幸	人
12番	野	間	芳	実	13番	富	田	真由美	
15番	山	本	伸	治	16番	河	村	孝	
17番	濱		重	明	18番	山	下	正	史
19番	濱	口		卓	23番	南	部	豊	
24番	諸	岡	高	幸	25番	矢	野	純	男
26番	城	田	政	幸	28番	下	村	由美子	
30番	小	林		豊	32番	服	部	吉	人
33番	上	村	久	仁	34番	尾	上	壽	一
35番	大	畑		覚	36番	萩	野	進	也

欠席議員（8人）

5番	福	井	敏	人	6番	北	村		勝
14番	下	村	新	吾	20番	宮	崎		寿
21番	西	口	和	成	22番	三	輪	一	雅
29番	大	森	正	信	31番	中	村	忠	彦

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記	片山	毅	書記	大西	杏子
書記	藤田	洸			

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	森	智	広	副広域連合長	橋	爪	政	吉
副広域連合長	水	谷	俊	監査委員	森	谷	実	徳
会計管理者	國	分	靖	次長兼総務企画課長	小	菅		武
事業課長	田	中	真	事業課副参事	竹	森	さ	わか
事業課主幹	源	口	雅	事業課主幹	大	門	真	人
事業課主幹	西	澤	大	事業課主査	堤		由	里子

議事日程（第1号）

第1	議席の指定	
第2	会議録署名議員の指名	
第3	諸般の報告	
第4	会期の決定	
第5	議案第1号	三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
第6	議案第2号	令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
第7	議案第3号	令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第8	議案第4号	令和8年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
第9	議案第5号	令和8年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
第10	議案第6号	債権の放棄について
第11	議案第7号	監査委員の選任同意について

議事日程（第1号の2 追加）

第12	議長の辞職について
第13	議長の選挙

会議に付した事件

議事日程（第１号）

第１～第１１ 議事日程のとおり

議事日程（第１号の２ 追加）

第１２～第１３ 議事日程のとおり

議事等の経過

○書記（片山毅君）

書記の片山と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年１１月に開催いたしました令和７年第２回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。桑名市の倉田明子議員でございます。

○議員（倉田明子君）

よろしくお願いいたします。（拍手）

○書記（片山毅君）

続きまして、任期満了がございましたが、再度選出され、引き続き就任いただいております、紀北町の尾上壽一議員でございます。

○議員（尾上壽一君）

よろしくお願いいたします。（拍手）

○書記（片山毅君）

また、本日欠席の御連絡をいただいておりますが、新たに選出されました議員といたしまして、伊勢市の北村勝議員、伊賀市の西口和成議員を御紹介させていただきます。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

それでは、令和８年第１回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議事について、富田議長よろしくお願いいたします。

午後１時３１分、開会

○議長（富田真由美君）

皆さん、こんにちは。

議長の富田でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員数は、２３名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和８年第１回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

開議に先立ち、副広域連合長から招集の御挨拶があります。

橋爪副広域連合長。

○副広域連合長（橋爪政吉君）

皆さんこんにちは、只今ご紹介をいただきました副広域連合長の橋爪でございます。本来であれば、森広域連合長が御挨拶するところですが、天候の都合上、少し遅れるとのことで、代理で御挨拶申し上げます。

令和８年第１回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の一部改正が１件、令和７年度補正予算が２件、令和８年度当初予算が２件、債権の放棄が１件、監査委員の選任同意が１件の計７議案を提出いたします。それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午後１時３３分、開議

○議長（富田真由美君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

議事日程第１号により議事を進めます。

日程第１、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第３条第１項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（富田真由美君）

日程第２、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１０７条の規定により、
議席番号７番、近田雄一議員、議席番号１６番、河村孝議員を指名いたします。

○議長（富田真由美君）

日程第３、諸般の報告を行います。
まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。
桑名市の愛敬重之議員、伊賀市の赤堀久実議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第１２６条の規定により、これを許可いたしました。
次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果及び令和７年度三重県後期高齢者医療広域連合定例監査等結果報告書については、お手元に配付のとおりであります。

○議長（富田真由美君）

日程第４、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日１日にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

御異議なしと認めます。
よって、会期は、本日１日と決定いたしました。

○議長（富田真由美君）

それでは、議事日程により会議を続けます。
日程第５、議案第１号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

遅参いたしましたして申し訳ございません。

議案第1号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」は、令和8年度及び令和9年度の医療費分及び新たに創設された令和8年度子ども・子育て支援納付金分の所得割率、被保険者均等割額並びに賦課限度額を定めるなど、所要の改正を行うもので、令和8年4月1日から施行しようとするものであります。

詳細については、総務企画課長から御説明申し上げます。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議長。

○議長（富田真由美君）

総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議案第1号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」、御説明申し上げます。

後期高齢者医療の保険料は、2年ごとに見直しを行うこととなっております。保険料の賦課額は「所得割率」と「被保険者均等割額」により算出し、それぞれの後期高齢者医療広域連合で定めることとされております。

この「所得割率」と「被保険者均等割額」は、現行条例では令和6年度及び令和7年度について定めておりますことから、これを令和8年度及び令和9年度における基礎賦課額の「所得割率」と「被保険者均等割額」に改めるものです。

また、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて徴収する子ども・子育て支援納付金が創設されたことから、新たに令和8年度における子ども・子育て支援納付金賦課額の「所得割率」と「均等割額」を定めようとするものです。

それでは恐れ入りますが、資料番号③の最後のページ、「参考資料 令和8年度・9年度 保険料率等について」をお願いします。

併せまして、「議案等一覧の1頁に記載の3つの表」もご覧いただきたいと存じます。

まず、参考資料の「2の【医療分】保険料率の試算（令和8・9年度合計）」をお願いします。医療分につきましては、今回の改定においてこの先2年間分の試算を行っております。

初めに、事業に係る費用①としまして、今後の医療給付費及び被保険者数の伸び率や保健事業費、審査支払手数料、葬祭費、出産育児支援金、更には診療報酬改定の影響なども見込んで積算しております。

令和8年度及び令和9年度の2年間に必要と見込む費用が、①の5, 52

2億878万6,324円となり、令和6年度及び令和7年度の2年間と比較して約6.6%の伸びとなりました。

その費用から、国・県・市町からの支出金、支払基金交付金などの収入として②の4,817億402万3,418円、そして、令和7年度末における剰余金見込額及び事業運営基金からの繰入を見込みます額の合計額として③の32億9,764万473円、これを差し引きますと、この先2年間の保険料収納必要額が④の672億712万2,433円となります。

これまでの実績から予定収納率を99.5%として計算した結果、保険料賦課総額が675億4,484万6,666円となったものです。

このように算出した保険料賦課総額を、国から示された比率をもとに三重広域で所得割と均等割に按分し、被保険者全員の総所得額や被保険者数の推計をもとに試算を行いました結果、資料上段の「1保険料率」に記載しておりますように、【医療分】の所得割率を9.53%、均等割額を54,843円に改正しようとするものです。

なお、現行と比較しますと、所得割率は▲0.29ポイントとなりました。率としては下がっておりますが、所得水準が上昇しており、所得割額の総額は増加しています。そして、均等割額は5,940円、率にして12.15%の上昇となります。

次に、子ども・子育て支援納付金分といたしまして、「3の【子ども分】保険料率の試算（令和8年度のみ）」をご覧ください。

令和9年度分については、現時点で未確定であり、令和8年度中に国から示されます内容に応じて、改めて令和9年度分の保険料率を設定することとなりますので、今回の改定では令和8年度分に限って定めるものです。

全広域連合概算支援納付金総額は①の588億4,572万5,360円で、これは国全体で支援する額の約8.3%にあたるものであり、この額を後期高齢者医療制度全体で負担することとなります。そのうち、三重広域が負担する支援納付金額は、②の8億3,625万557円となり、これは令和6年度の全国の広域連合と三重広域の被保険者数で人数按分した額となります。

これについても、予定収納率を99.5%として計算した結果、最終的に保険料賦課総額が8億4,045万2,821円となったものです。

このように算出した保険料賦課総額を、【医療分】と同様に所得割と均等割に按分し、試算を行いました結果、資料上段の「1保険料率」に記載しておりますように、【子ども分】の所得割率を0.25%に、被保険者均等割額を1,370円に定めようとするものです。

それでは、条例の主な改正内容につきまして、「議案等一覧の1頁の3つの表」により、ご説明申し上げます。

ただいまご説明いたしました【医療分】と【子ども分】のそれぞれの所得割率と均等割額は、一番上の表に記載のとおりとするものでございまして、2つ目の表に記載しております「保険料の賦課限度額」につきましては、【医療分】はこれまでの80万円を85万円に、【子ども分】は2万1千

円としようとするものです。

更に、3つ目の表に記載しております「低所得者の負担軽減の拡充」につきましては、低所得者に対する保険料の被保険者均等割額の5割軽減及び2割軽減の判定基準を見直して、被保険者数に乗ずる金額を30万5千円から31万円に、56万円から57万円にそれぞれ改めようとするものです。

また、令和8年度及び令和9年度の保険料の減免の特例として、被保険者均等割額の7割軽減対象者における基礎賦課額に係る均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができるよう定めるものでございます。

その他、子ども・子育て支援納付金が新たに創設されたことに伴い、同納付金の算定方法を定めるほか、文言整理など、所要の改正を行うものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田真由美君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（富田真由美君）

それではここで暫時休憩いたします。

午後 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 4 7 分 再開

○議長（富田真由美君）

それでは会議を再開いたします。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

改めて遅参いたしましたして申し訳ございませんでした。順序が変わりますが、施政方針を述べさせていただきます。

令和 8 年第 1 回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

後期高齢者医療制度を取りまく状況は、急激な少子高齢化、医療の高度化、現役世代の負担拡大などの課題が山積する中、国の令和 8 年度予算編成の基本方針において、「人口や世帯構成の変化により、受益と負担のバランスが変化することに対応し、適切な制度の効率化や資源配分の最適化を図り、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指すことが重要となり、全世代型社会保障の構築を通じ、応能負担の徹底等、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図る」とされ、今後の後期高齢者医療制度の運営は更に厳しさを増していくと考えられ、とりわけ、健全な財政運営については、必要な給付費を的確に見込むとともに、交付金・補助金制度等を最大限活用し財源を確保することは元より、適切に基金も活用しながら、安定した財政運営に、より一層注力してまいります。

そのような観点から、令和 8 年度・9 年度の保険料率の改定につきましては、高齢化と医療技術の高度化等による医療費の増加等に加え、令和 8 年度から全くの純増となります「子ども・子育て支援納付金賦課額」の徴収が始まることに伴う保険料の急激な上昇を緩和するため、これまで積み立てまいりました事業運営基金の適切な活用も見込んだものといたしました。

当広域連合の第 3 期データヘルス計画においては、計画全体の目的を「高齢者が元気にいきいきと暮らすことができる社会を目指す」とことと定め、各種事業を推進しております。この目的の実現は、高齢者ご本人にとって最も望ましいことでありますし、当医療制度の安定運営にも大きく寄与するもの

でありますことから、当該計画に基づき、引き続き、健診受診率の向上や生活習慣病予防対策、フレイル予防対策等を推進するとともに、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」にあたって、県内29市町の皆さんと伴走・後方支援を行いながら事業を実施し、高齢者の健康寿命の延伸と医療費適正化に努めてまいります。

今後も引き続き、被保険者の方々が、安心して医療を受けられるよう、持続可能な安定した制度の適切な運営に努め、県内29市町や三重県並びに関係機関とも緊密に連携し、後期高齢者の健康寿命延伸に向け、事業運営に取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の施政方針といたします。

○議長（富田真由美君）

ありがとうございました。

○議長（富田真由美君）

それではこれより引き続き会議を進めてまいります。

日程第6、議案第2号、令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第2号についてご説明申し上げます。

「令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ272万1千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,004万6千円とするものであります。

詳細につきましては、総務企画課長から御説明申し上げます。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議長。

○議長（富田真由美君）

総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議案第2号「令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号④の 7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第 2 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 1 目 調整交付金は、1 8 7 万 5 千円の減額で、補助対象となる保険者インセンティブ等対象経費の減額によるものでございます。

第 3 款 財産収入、第 1 項 財産運用収入、第 1 目 利子及び配当金は、8 千円の増額で、財政調整基金の利子の増額見込みによるものでございます。

第 4 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金は、5 9 万 6 千円の増額で、広域連合派遣職員人件費負担金の増額分の一部を基金から繰り入れるものでございます。

9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

第 5 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金は 3 7 4 万 1 千円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第 6 款 諸収入、第 1 項 預金利子、第 1 目 預金利子は、2 6 万 7 千円の増額で、歳計現金の預金利息の増額見込みによるものでございます。

第 2 項 雑入、第 1 目 雑入は、1 万 6 千円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額見込みによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

1 1 ページ、1 2 ページをお願いいたします。

第 1 款 議会費、第 1 項 議会費、第 1 目 議会費は、3 5 万円の減額で、議員の報酬、費用弁償及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第 2 款 総務費、第 1 項 総務管理費、第 1 目 一般管理費は、3 0 3 万円の増額で、主なものといたしましては、1 3 ページ、1 4 ページをお願いいたします。

広域連合派遣職員人件費負担金の増額見込み及び地方財政法に基づく前年度繰越金の 2 分の 1 を財政調整基金へ積立てるものでございます。

第 2 項 選挙費、第 1 目 選挙管理委員会費は、3 万 3 千円の増額で選挙管理委員の報酬及び費用弁償の増額見込みによるものでございます。

1 5 ページ、1 6 ページをお願いいたします。

第 3 項 監査委員費、第 1 目 監査委員費は、4 万 2 千円の減額で、監査委員報酬の減額見込みによるものでございます。

第 3 款 諸支出金 第 1 項 1 償還金及び還付加算金 第 1 目 償還金は、5 万円の増額で、前年度実績の確定に伴う国庫支出金の精算による増でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田真由美君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）
質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）
討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第２号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）
御異議なしと認めます。
よって、議案第２号は、原案のとおり可決されました。

○議長（富田真由美君）
日程第７、議案第３号、令和７年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）
議案第３号について御説明申し上げます。
「令和７年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３４億６，１２０万４千円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，７０９億３，８５２万２

千円とするものであります。

また、歳入歳出予算のほか、債務負担行為を設定しようとするものです。
詳細につきましては、総務企画課長から御説明申し上げます。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）
議長。

○議長（富田真由美君）
総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議案第3号「令和7年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑤の9ページ、10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、1億9,032万4千円の減額で、積立金を除く総務費・一般管理費及び保健事業費の執行見込の減並びに前年度負担金精算によるものでございます。

第2目 保険料等負担金は、2億8,430万7千円の減額で、保険基盤安定制度負担金の減額見込みによるものでございます。

第3目 療養給付費負担金は、8,933万2千円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。

第2款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、2億8,790万2千円の増額で、健康審査事業補助金の一部が特別調整交付金により財政措置されたことなどに伴い増額するものでございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億7,599万7千円の減額で、健康審査事業補助金の一部が特別調整交付金により財政措置されたことなどに伴い減額するものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第2目 高額医療費負担金は、830万3千円の増額で、前年度負担金の確定に伴う県からの追加負担分でございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は、2億6,772万円3千円の減額で、前年度交付金の精算によるものでございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、161万8千円の増額で、対象となる400万円を超えるレセプトの中で200万円以上の医療費分に対する交付金の増額によるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、

4, 784万5千円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額によるものでございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、20億1,571万7千円の減額で、前年度繰越金の確定に伴い減額するものでございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は58億83万4千円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第10款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第3目 加算金は285万9千円の増額で、診療報酬返還金に対する加算金の増額によるものでございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子は5,263万9千円の増額で、歳計現金預金利息の増額によるものでございます。

第3項 雑入、第2目 第三者納付金は、3,400万円の減額で、第三者行為損害賠償金見込額の減額によるものでございます。

第3目 返納金は、1億3,794万円の増額で、診療報酬返還金及び医療費の自己負担割合変更に伴う差額等の返納金の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、9億6,627万7千円の増額で、主なものは、通信運搬費等の実績見込みによる減と、後期高齢者医療事業運営基金への積み立てによる増でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第2款 医療給付費、第2項 高額療養諸費、第1目 高額療養諸費は、1億5,745万5千円の減額で、被保険者に支給する高額療養費の実績見込額の減によるものでございます。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、206万9千円の増額で、拠出金の確定によるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第5款 支払基金拠出金、第1項 支払基金拠出金、第1目 出産育児支援金は、4,006万6千円の減額で、実績見込みの減によるものでございます。

第6款 保健事業費 第1項 健康保持増進事業費 第2目 その他健康保持増進費は、1,257万3千円の減額で、主なものは、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施委託料の減によるものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第2目 保険料還付金は、1,399万3千円の増額で、過年度保険料還付金の実績見込額の増に

よるものでございます。

第3目 償還金は、26億8,896万円の増額で、前年度実績の確定に伴う国庫支出金等の精算による増でございます。

最後に、お戻りいただきまして3ページ、4ページをお願いいたします。
債務負担行為でございます。

広域連合電算処理システム事業（資格業務関連作業委託料）及び「後期高齢者医療制度のご案内」小冊子の作成委託料において、業務スケジュールの都合上、令和7年度中の契約が必要となるため、期間を令和7年度から令和8年度までとし、限度額をそれぞれ、4,459万6千円、6,545千円に設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田真由美君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第3号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（富田真由美君）

日程第 8、議案第 4 号、令和 8 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第 4 号について御説明申し上げます。

「令和 8 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2 億 4, 2 2 7 万 4 千円とするもので、前年度比、4 9 4 万 9 千円の増額であります。

また、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、同一款内での各項相互とするものであります。

詳細につきましては、総務企画課長から御説明申し上げます。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議長。

○議長（富田真由美君）

総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議案第 4 号「令和 8 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑥の 7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第 1 款 分担金及び負担金、第 1 項 負担金、第 1 目 市町負担金は、2 億 2, 7 0 2 万 4 千円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町の負担金でございます。

第 2 款 国庫支出金、第 2 項 国庫補助金、第 1 目 調整交付金は、1, 5 0 9 万 1 千円の計上で、保険者インセンティブ対象経費 及び 住民や医療関係者等の「意見を聞く場」としております「運営協議会」の運営経費等に対する補助金でございます。

第 3 款 財産収入、第 1 項 財産運用収入、第 1 目 利子及び配当金は、1 千円の計上で、財政調整基金の利子でございます。

9 ページ、1 0 ページをお願いいたします。

第 4 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 1 目 財政調整基金繰入金は、1 千円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第 5 款 繰越金、第 1 項 繰越金、第 1 目 繰越金は、1 千円の計上で、前

年度繰越金でございます。

第6款 諸収入、第1項 預金利子、第1目 預金利子は、1千円の計上で、歳計現金の預金利子でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 雑入、第1目 雑入は、15万5千円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

続きまして、歳出でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費は、81万円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、2億4,069万5千円の計上で、主なものとしたしましては、特別職や会計年度任用職員5名分の報酬、再任用職員2名分の給料、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、続いて15ページ、16ページにかけまして出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計システムの保守点検等の委託料、事務所や事務処理機器等の借上料などの使用料及び賃借料、続いて17ページ、18ページにかけまして、広域連合派遣職員人件費負担金などの負担金等でございます。

第2項 選挙費、第1目 選挙管理委員会費は、6万7千円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償でございます。

第3項 監査委員費、第1目 監査委員費は、20万2千円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第4款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田真由美君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第４号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

○議長（富田真由美君）

日程第９、議案第５号、令和８年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第５号について御説明申し上げます。

「令和８年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ２，７１７億５，９６７万９千円とするもので、前年度比、４３億２，９９７万８千円の増額であります。

また、歳入歳出予算のほか、一時借入金は、借入れの最高額を９０億円と定め、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により、同一款内での各項相互とするものであります。

詳細につきましては、総務企画課長から御説明申し上げます。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議長。

○議長（富田真由美君）

総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議案第5号「令和8年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の詳細について御説明申し上げます。

資料番号⑦の7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

第1款 市町支出金、第1項 市町支出金、第1目 事務費等負担金は、1億5,991万5千円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目 保険料等負担金は、331億9,635万5千円の計上で、医療給付費分及び新たに創設された、こども・子育て支援納付金分に係るそれぞれの保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金でございます。

第3目 療養給付費負担金は、210億1,583万2千円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律（第98条）で定められた定率の負担金でございます。

第2款 国庫支出金、第1項 国庫負担金、第1目 療養給付費負担金は、630億4,749万8千円の計上で、こちらも同法（第93条1項）で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、19億1,898万3千円の計上で、同じく同法（第93条第2項）で定められた負担金となります。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項 国庫補助金、第1目 調整交付金は、219億6,276万3千円の計上で、広域連合間における被保険者の所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目 後期高齢者医療制度事業費補助金は、3億910万8千円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第4目 後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1千円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除に対する補助金でございます。

第3款 県支出金、第1項 県負担金、第1目 療養給付費負担金は、210億1,583万2千円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律（第96条第1項）で定められた定率の負担金でございます。

第2目 高額医療費負担金は、19億1,898万3千円の計上で、こちらも同法（第96条第2項）で定められた定率の負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項 財政安定化基金支出金、第1目 財政安定化基金交付金は、1千円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款 支払基金交付金、第1項 支払基金交付金、第1目 後期高齢者交付金は1,038億8,866万7千円の計上で、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款 特別高額医療費共同事業交付金、第1項 特別高額医療費共同事業交付金、第1目 特別高額医療費共同事業交付金は、1億7,221万円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトを対象として、200万円を超える部分から公費支援分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款 財産収入、第1項 財産運用収入、第1目 利子及び配当金は、1千円の計上でございます。

第7款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、18億4,352万2千円の計上で、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るための繰入金でございます。

第8款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は、1千円の計上でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第9款 県財政安定化基金借入金、第1項 県財政安定化基金借入金、第1目 県財政安定化基金借入金は、1千円の計上で、県の財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款 諸収入、第1項 延滞金、加算金及び過料、第1目 延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1千円の計上でございます。

第2項 預金利子、第1目 預金利子は、1千円の計上でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第3項 雑入、第1目 違約金及び延納利息は、1千円の計上、

第2目 第三者納付金は、3億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目 返納金は、1,000万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分等の返納金でございます。

第4目、雑入は、1千円の計上でございます。

続きまして、歳出でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費は、

9億7,798万円の計上で、主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、広域連合電算処理システム事業などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金などでございます。

第2款 医療給付費、第1項 療養諸費、第1目 療養給付費等は、

2,610億238万7千円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担分でございます。

第2目 療養費は、15億3,747万6千円の計上で、鍼灸、あんま、マッサージ等、柔道整復師の施術などに係る保険者負担分でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3目 移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目 審査支払手数料は、5億8,573万円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項 高額療養費、第1目 高額療養費は、25億5,243万5千円の計上で、1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目 高額介護合算療養費は、2億6,871万4千円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第3目 高額療養費（外来年間合算）は1億1,087万9千円の計上で、（外来療養に係る年間の自己負担額の合算が一定額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するもので）ございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3項 その他医療給付費、第1目 葬祭諸費は、10億810万円の計上で、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給するものでございます。

第2目 傷病手当金は10万円の計上で、新型コロナウイルスにより、就労が困難な対象者に支給するものでございます。

第4款 特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目 特別高額医療費共同事業拠出金は、2億1,783万9千円の計上で、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目 特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第5款 支払基金拠出金、第1項 支払基金拠出金、第1目 出産育児支援金は、3億7,000万円の計上で、出産育児一時金に係る費用の一部を支援する支援金でございます。

第2目 流行初期医療確保拠出金等は1千円の計上で、感染症予防等への支援金でございます。

第3目 子ども・子育て支援納付金は8億1,400万9千円の計上で、新たに創設された、こども・子育て支援納付金分に係る保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金を社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

第6款 保健事業費、第1項 健康保持増進事業費、第1目 健康診査費は、16億9,216万円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目 その他健康保持増進費は、3億7,952万3千円の計上で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業をはじめ、市町が行う在宅者への訪問歯科健診等の推進事業などに対する補助金でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第7款 公債費、第1項 公債費、第1目 一時借入金利子は、337万5千円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

第8款 諸支出金、第1項 償還金及び還付加算金、第1目 還付加算金は、42万円、第2目 保険料還付金は、3,820円の計上でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第3目 償還金は、10万1千円の計上で、過年度返納金償還金及び国庫支出金等精算返還金でございます。

第9款 予備費、第1項 予備費、第1目 予備費は、2億円の計上でございます。

最下段の県財政安定化基金拠出金は、令和8年度に拠出がございませんことから款を廃止しておりますが、前年度比較の関係上、款の最後に記載させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田真由美君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（富田真由美君）

日程第10、議案第6号、債権の放棄についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第6号について御説明申し上げます。

「債権放棄について」は、回収見込みのない債権を、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき放棄し、広域連合の債権の適正化を図るものであります。

詳細につきましては、総務企画課長から御説明申し上げます。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議長。

○議長（富田真由美君）

総務企画課長。

○次長兼総務企画課長（小菅武君）

議案第6号「債権の放棄について」、御説明申し上げます。

放棄する債権は、診療報酬返還金3,235円で、遡及適用により廃止となった岐阜県の歯科医院への請求分となります。

当該債権については、令和2年10月に岐阜県国民健康保険団体連合会から通知があり、当広域連合から直接請求する必要がある債権が発生したことを認識いたしました。

岐阜県国民健康保険団体連合会において、本人から20,000円の徴収を行い、それを債権者全体の債権額で按分し、当広域連合には14円の収入があり、それを差し引いた残額の3,235円について、翌11月に返還金を請求いたしました。

翌12月に督促状を送付しましたが、当時の本人から「入院中で納付困難である」との聞き取りのとおり、その後も入金がなく、令和4年4月に本人が死亡していることから、回収の見込みがない債権として放棄し、広域連合の債権管理の適正化を図るため、議会の議決を得ようとするものです。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田真由美君）

以上で説明が終わりました。
本案についての質疑を行います。
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

討論なしと認めます。
これをもちまして、討論を終わります。
これより採決を行います。
議案第6号については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

御異議なしと認めます。
よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（富田真由美君）

日程第11、議案第7号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

議席番号10番、倉田 明子議員に関する案件であるため、地方自治法第117条の規定により、倉田 明子議員は、本案の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔倉田議員 退場〕

○議長（富田真由美君）

本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（森智広君）

議案第7号について御説明申し上げます。

「監査委員の選任同意について」は、議会議員のうちから選任する監査委員が現在空席となっております。

つきましては、議会議員のうちから選任する監査委員に倉田明子議員を選任いたしたく、議会の同意を得ようとするものであります。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（富田真由美君）

以上で説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより議案第7号について、採決を行います。

議案第7号については、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（富田真由美君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、同意することに決定いたしました。

倉田 明子議員の入場を許可いたします。

〔倉田議員 入場、着席〕

○議長（富田真由美君）

倉田明子議員に申し上げます。

議案第7号監査委員の選任同意については、同意することに決定されましたので御報告いたします。

○議長（富田真由美君）

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

自席で、しばらくお待ちください。

午後2時32分 休憩

午後2時34分 再開

○副議長（小林豊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に富田 真由美議員から、議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

議長の辞職願を議会書記に朗読させます。

○書記（片山毅君）

朗読いたします。

辞職願。三重県後期高齢者医療広域連合議会議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

○副議長（小林豊君）

なお、地方自治法第117条の規定による除斥のため、富田議長は退席されておりますので、ご報告申し上げます。

お諮りいたします。

富田 真由美議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、富田真由美議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

退席中の富田議員の入場を許可いたします。

〔富田真由美君 入場〕

○副議長（小林豊君）

前議長、富田議員からご挨拶がございます。

○前議長（富田真由美君）

議長職を辞するに当りまして、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

昨年の１１月定例会におきまして、議員各位のご賛同を得て当議会議長の栄職に就かせていただき、誠にありがとうございました。

本日の定例会をもって議長職を退任することとなりますが、この間、大変短い期間でありましたが、皆さん方の大きなご協力によりまして、当議会の円滑、円満な議会運営はもとより、その職責を果たし得ましたことに、重ねて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

誠に簡単ではございますが、議長退任のごあいさつに代えさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林豊君）

ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、野間芳実議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、野間芳実議員を議長の当選人として定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林豊君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました野間芳実議員が、議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました野間議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

野間議員、議長就任について、ご挨拶をお願いします。

○新議長（野間芳実君）

先ほど皆様の御推挙によりまして、三重県後期高齢者医療広域連合議会の議長を務めさせていただくこととなりました、鈴鹿市の野間でございます。

何分微力ではございますが、皆様の御協力のもと、円滑な議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○副議長（小林豊君）

ありがとうございました。

それでは、議長と交代します。

野間議長、議長席に御着席願います。
皆様のご協力、誠にありがとうございました。

○新議長（野間芳実君）

これより、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
ます。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

令和8年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時41分 閉会